

# 浜松市学校規模適正化基本方針

～子供たちの教育環境の向上を目指して～

平成 28 年度～令和 6 年度

平成 28 年 3 月改訂

浜松市教育委員会

はじめに	1
第1 学校規模適正化の目的と基本的な考え方	2
第2 小規模校と大規模校の定義と望ましい学校規模	
1 小規模校と大規模校の定義	3
2 望ましい学校規模	3
第3 小・中学校の通学距離等	5
第4 学校の現状と課題	
1 学校の現状	6
2 学校規模の違いによる「よさ」と「課題」	6
第5 学校規模適正化の対象	
1 学校規模に基づく対象校	8
2 保護者・地域が主体となって取り組む学校	8
第6 学校規模適正化に向けた取組	
1 意見交換会の実施	9
2 学校の統合	9
3 統合が難しい学校への対応	9
4 大規模校への対応	9
5 通学区域の弾力化	9
第7 配慮事項	
1 共通事項	10
2 学校の統合	10
3 統合後の通学支援	10
4 子供・保護者の心的負担	10
5 教職員の配置	10
6 統合に際しての施設整備	11
7 統合後の支援	11
8 統合後の跡地活用	11
9 地域とともにある学校づくり	11
10 市民への情報提供と意見交換	11
11 学校規模適正化の成果検証	11

## はじめに

浜松市では、都市の将来像として「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、教育環境の一層の向上を目指している。

平成 18 年 9 月に浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針検討会を設置し、市立の小学校、中学校及び幼稚園の規模適正化に向けて検討を重ね、平成 20 年 3 月に「浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針（平成 20 年度～平成 23 年度）」を策定した。その後、取組の成果や課題等を踏まえ、地域の状況を十分に考慮し、幅広い意見を反映すること等を留意点とする、平成 24 年度から平成 27 年度までの基本方針として見直しを行い、取組を推進してきた。なお、平成 26 年 3 月には、「子ども・子育て支援新制度（平成 27 年 4 月施行）」がスタートすることを受け、幼稚園規模適正化については基本方針の対象から除外する改訂を行った。

これまでの 8 年間、学校規模適正化の対象校等において、保護者、地域の代表者等との話し合いを継続的に実施した結果、学校規模適正化の取組について、様々な成果や課題が見えてきた。統合後の保護者・児童・生徒アンケートからは「新しい友達ができて楽しい。」「同級生が増えて授業がおもしろい。」等、統合に満足している声が多く寄せられているが、小規模校を対象とした保護者等との意見交換会では、子供の通学への負担や更なる過疎化の進行等、学校を統合することに対する不安を訴える声が多い。

全国的に人口減少社会の加速化が進む中、小規模校が存在する地域は、中山間地域以外にも見受けられるようになってきている。

また、住宅開発等による人口集中を起因として、児童・生徒数が増加傾向にある地域では、施設の狭隘化等、大規模校としての新たな課題が発生している。

こうしたことから、浜松市では、これまでの取組を尊重することを基本に、上記のような現状及び将来予測も考慮しながら見直しを行い、継続的な取組を見据える中で計画期間を平成 28 年度から平成 36 年度までとする基本方針に改訂した。

なお、以下に、見直しにあたっての主な留意事項を示す。

### 【留意事項】

- これまでと同様に、子供たちの教育環境が向上するよう、地域の状況を十分に考慮し、幅広い意見を反映して取り組んでいく。
- 児童・生徒数の将来予測は、中・長期的な視点で行う。
- この基本方針に記載する学級数には、発達支援学級の数は含まない。
- 学校規模適正化にあたっては、平成 27 年 1 月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下、「文部科学省手引」という。）の趣旨も踏まえ取り組んでいく。
- この基本方針に基づいた取組に対して、毎年度、その進捗状況や成果等の検証を行い、次年度以降の取組に生かしていく。

## 第1 学校規模適正化の目的と基本的な考え方

学校規模適正化の目的は、子供たちにとって望ましい教育環境を実現することである。

小規模校においては、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けられるよう、一定の規模の児童・生徒集団の確保が重要である。また、大規模校においては、学校施設の狭隘化の解消を図り、個に応じたきめ細かな指導や、児童・生徒一人ひとりの個性を引き出し活躍できる場面の創出等が可能となる環境の確保が重要である。

このようなことから、学校規模適正化により、児童・生徒数や学級数、地域事情等による課題の改善を図り、多様な学習環境の提供、クラブ活動や部活動の選択肢拡大、切磋琢磨による多様な価値観の醸成を目指すものとする。

## 第2 小規模校と大規模校の定義と望ましい学校規模

### 1 小規模校と大規模校の定義

浜松市では、学校規模適正化の取組にあたり、小規模校と大規模校を以下のとおり定義する。

- 小規模校：小学校、中学校ともに、全校で6学級以下の学校
- 大規模校：小学校、中学校ともに、全校で25学級以上の学校

### 2 望ましい学校規模

学校教育法施行規則では、小・中学校ともに、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定している。

また、文部科学省手引においては、「法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められる。」と掲載している。

これらを踏まえ、浜松市では、望ましい学校規模等について以下のとおりとする。

#### (1) 小学校の望ましい学校規模

#### **12学級以上で24学級を超えない範囲とする。(各学年2～4学級)**

ア 小学校においては、次の理由により上記の規模に基づく学級編制が望ましい。

- (ア) 進級時にクラス替えを行うことができる。
- (イ) 学級同士が切磋琢磨できる環境づくりが期待できる。
- (ウ) 学校生活面での転機や節目をもつことができる。
- (エ) 学校行事、部活動などの活性化が期待できる。
- (オ) 児童及び保護者への負担が過重になることを避けられる。

イ 上記以外の規模については次のとおり位置付けることとする。

- (ア) 望ましい学校規模に準じる：7学級以上11学級以下
- (イ) 過大規模校：31学級以上

※文部科学省手引でも、31学級以上を過大規模校と定義している。

#### (2) 中学校の望ましい学校規模

#### **12学級以上で18学級を超えない範囲とする。(各学年4～6学級)**

ア 中学校においては、次の理由により各学年4学級以上の学級編制が望ましい。

- (ア) 個性と社会性を備えた子供の育成を図るためには、ある程度の大きさの集団で学習する環境が望ましい。
- (イ) 教科担任制のもと、各学年に相当数の教員数を確保する必要がある。
- (ウ) 学校行事や部活動などの活性化が期待できる。
- (エ) 個々の生徒と関わりが持てるとの理由から、各学年6学級以下が望ましいとの認識がある。

イ 上記以外の規模については次のとおり位置付けることとする。

(ア) 望ましい学校規模に準じる：7学級以上11学級以下

及び19学級以上24学級以下

(イ) 過大規模校：31学級以上

※文部科学省手引でも、31学級以上を過大規模校と定義している。

### 第3 小・中学校の通学距離等

通学距離について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「小学校にあっては、概ね4 km 以内、中学校においては概ね6 km 以内であること」と規定し、文部科学省手引では、「小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当である。」と掲載している。

また、通学所要時間について、文部科学省手引では、「概ね1時間以内」を一応の目安としている。

これらを踏まえ、浜松市では、通学距離等について以下のとおりとする。

○ 通学距離

小学校は概ね4 km 以内、中学校は概ね6 km 以内とする。

○ 通学所要時間

小学校、中学校ともに、通学手段によらず概ね1時間以内とする。

## 第4 学校の現状と課題

### 1 学校の現状 ※平成27年5月1日現在の状況を以下のとおり示す。

#### (1) 浜松市立の学校数（分校を含まない）

ア 小学校99校、中学校48校

イ これまでの学校規模適正化の取組により、平成19年度に比べ、小学校12校、中学校1校が減少している。

#### (2) 児童・生徒数

ア 小学校の全児童数43,744人、中学校の全生徒数21,076人

イ 平成19年度に比べ、小学校の全児童数は2,211人減少しているが、中学校の全生徒数は239人増加している。

ウ 少子化に加え、人口減少社会に転じたことにより、児童・生徒数は全市的に減少傾向にある。一方、一部の地域では、人口が集中し、児童・生徒数が増加している学校もある。

#### (3) 小規模校と大規模校の状況

ア 小学校99校のうち24校が6学級以下の小規模校、うち9校が複式学級  
また、14校は25学級以上の大規模校、うち6校が過大規模校

イ 中学校48校のうち4校が3～5学級（1学年1～2学級）

#### (4) 通学距離、時間、手段

ア 地域によって通学距離、時間、手段は異なる。

イ 統合等により遠距離通学となる児童・生徒に対しては、通学バス等の通学支援を行っている。

### 2 学校規模の違いによる「よさ」と「課題」

#### (1) 小規模校

少人数ならではの長所は多数ある。しかし、児童・生徒数が少なすぎると、人間関係が限られ、集団的な活動等に支障が生じ、個人への負担や責任も重くなる。

ア 小規模校の「よさ」として考えられる主なもの

(ア) 児童・生徒に関するもの

①一人ひとりが、授業や行事において主役として活躍できる。

②家庭的な雰囲気の中で学習することができる。

③教職員や友達との関わりが密になる。

④異学年との縦の交流が生まれやすい。

(イ) 学校、教員に関するもの

①児童・生徒一人ひとりの個性や課題に考慮した指導が可能である。

②郷土の教育資源を最大限に生かした特色ある教育活動が展開しやすい。

③保護者や地域と連携が図りやすい。

イ 小規模校の「課題」として考えられる主なもの

(ア) 児童・生徒に関するもの

- ①班活動を行ったり、グループ分けをする際に制約が生じる。
- ②人数や性別など、学年によって偏りが生じやすい。
- ③成績、人間関係などが序列化、固定化しやすい。
- ④多様な考えや見方に触れる機会が少なくなる。
- ⑤クラブ活動や部活動の選択肢が少なくなる。
- ⑥適度な刺激を受けたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなる。

(イ) 学校、教員に関するもの

- ①クラブ活動や部活動における指導者確保が困難となる。
- ②複式学級編制の場合、教員の校務分掌が多くなることや、複数学年・複数教科の教材研究や指導準備を行わなければならないため、教員の負担が大きくなる。
- ③教員の出張や研修にかかる調整が難しくなりやすい。

(2) 大規模校

児童・生徒数が多いため、多種多様な教育活動が可能になる。その一方、施設の狭隘化やきめ細かな教育が難しくなる側面がある。

ア 大規模校の「よさ」として考えられる主なもの

(ア) 児童・生徒に関するもの

- ①クラス替え等をきっかけに、豊かな人間関係を構築する力が身に付く。
- ②集団の中で多様な考え方に触れ、切磋琢磨しやすくなる。
- ③クラブ活動、部活動等の選択肢が多くなる。
- ④多数の教員、専門性の高い教員からの指導の機会に恵まれる。

(イ) 学校、教員に関するもの

- ①教育活動に活気が生まれ、ダイナミックな教育活動が展開できる。
- ②校務分掌を組織的に行きやすい。
- ③教員が出張や研修に参加しやすい。

イ 大規模校の「課題」として考えられる主なもの

(ア) 児童・生徒に関するもの

- ①全員の活躍の場や機会を作ることが難しくなる。
- ②一人あたりの教材や教育設備の使用率が低くなる。
- ③学年内や異学年間の交流が不十分になりやすい。

(イ) 学校、教員に関するもの

- ①児童・生徒と向き合う時間を作りにくい。
- ②特別教室、体育館、運動場などの使用計画を立てるのが難しい。
- ③教職員相互の連絡調整が図りにくい。

## 第5 学校規模適正化の対象

望ましい学校規模の範囲にない学校のうち、以下に示す学校を対象として、子供たちの教育環境の向上を目指し取り組んでいく。

### 1 学校規模に基づく対象校

○「第2 小規模校と大規模校の定義と望ましい学校規模」の1で定義する小規模校（全校で6学級以下）

※なお、小規模校のうち、全校で5学級以下の学校（特に複式学級編制となる小学校）においては、取組が特に必要とされる学校として位置付ける。

○「第2 小規模校と大規模校の定義と望ましい学校規模」の1で定義する大規模校（全校で25学級以上）

※なお、大規模校のうち、過大規模校（全校で31学級以上）においては、取組が特に必要とされる学校として位置付ける。

### 2 保護者・地域が主体となって取り組む学校

○課題解決に向けての気運が高まっている地域の学校

※教育委員会は、子供たちの教育環境や地域における今後の学校のあり方について検討を進めている、又は検討を進めたいとしている学校を、保護者や地域が主体となって学校規模適正化に取り組んでいる学校と位置付け、必要な情報を共有するなどして、保護者や地域とともに取り組んでいく。

## 第6 学校規模適正化に向けた取組

子供たちの教育環境の向上を目指し、以下のとおり取組を行う。

### 1 意見交換会の実施

児童・生徒数の将来推計や学校運営の状況、地域の実情等をもとに、保護者や地域、教育委員会が子供たちのより良い教育環境を整えるための共通の視点から意見交換を行い、子供たちの教育環境について、ともに考える機会とする。

### 2 学校の統合

小規模校に対しては、子供たちのより良い教育環境を整えるための取組を継続していく。各学校の児童・生徒数や地域の状況等に応じて、保護者や地域との意見交換会を実施していく中で、近隣に通学可能な学校がある場合には、統合についてともに検討していく。

### 3 統合が難しい学校への対応

地理的要因や地域事情等により統合が難しいと判断される学校においては、交流授業の実施等、望ましい教育環境を確保するための方策を検討する。また、公共交通機関が乏しい中山間地域に所在する学校に対しては、校外学習に係る子供たちの移動手段について支援を行い、教育機会の均等に努める。

※文部科学省手引等を参考に、小規模校であることのメリットを生かし、同時に教育の機会均等を図るための検討を行う。

### 4 大規模校への対応

大規模校への対応は、施設増築を基本とするが、過大規模校や人口集中等により増加傾向が継続すると見込まれる学校については、将来予測を注視し、かつ中・長期的な展望に立った検討を関係部局とともに行っていく必要がある。

また、対象校の児童・生徒数や学級数等を踏まえながら、必要に応じて学校、保護者、地域等からの意見を聴取し、学校運営の状況について検討・対策を講じていく。

### 5 通学区域の弾力化

平成25年度より「通学区域制度の弾力的運用」を市内全域で本格実施している。今後も引き続き、本制度の利用状況や今後の方向性を確認・検証していく。

## 第7 配慮事項

学校規模適正化の取組にあたっては、以下の点について配慮する。

### 1 共通事項

多様な地域事情に鑑み、保護者や地域の理解と協力を得ながら取り組む。

### 2 学校の統合

統合を検討する場合、地理的な事情等を考慮し、児童・生徒の負担に十分配慮した通学可能な区域とする。

### 3 統合後の通学支援

毎日の通学が児童・生徒の心身に与える影響を考慮し、通学距離、通学時間、通学手段及び通学路の安全性等に配慮する。また、統合により遠距離通学となる場合、児童・生徒の心身への負担及び保護者の負担の軽減を図るため、以下のような通学支援を行う。

(1) 公共交通機関を利用して通学する場合、その費用を支援する。

(2) 通学に関して、公共交通機関の利用が難しい場合は、通学バス等の運行による支援を行う。

ア 通学バス等の運行に係る経費は、浜松市が全額負担する。

イ 通学バス等の運行は幹線を基本とし、児童・生徒の乗降場所を定める。

児童・生徒は、自宅から乗降場所まで、徒歩等で通うこととする。

(3) 地理的条件、対象人数などの理由で公共交通機関の利用や通学バス等の運行が難しい場合、通学に対し一定の基準で支援する。

### 4 子供・保護者の心的負担

統合前には交流事業や合同授業を計画的に実施し、統合後スムーズに学校生活を送ることができるように配慮する。

また、交流事業や合同授業を行う際は学校公開日とする等、保護者においても統合後の子供たちの学校生活に不安を感じることをないよう配慮する。

### 5 教職員の配置

(1) 統合が円滑に進むよう、子供たちの心的負担軽減の観点も踏まえ、統合前及び統合後における教職員の配置に配慮する。

(2) 大規模校において、学級編制基準に基づいた配置上の配慮を行っているが、対象校の実情に応じたより効果的な支援について検討していく。

## 6 統合に際しての施設整備

統合に際し、統合先となる学校施設の老朽化の状況、児童・生徒数の状況、学校運営等の観点から、必要に応じて対応していく。

## 7 統合後の支援

- (1) 統合後の学校は、学区が広がるため、統合した学区で行う地域学習や地域との関わりを継続するための活動について、移動手段の支援を行う。
- (2) 統合間もない学校や統合後も引き続き小規模校となる学校については、統合後の子供たちの学校生活等を見守り、教育環境の安定を図るため、児童生徒及び保護者を対象としたアンケート調査を実施する等、状況把握に努める。

## 8 統合後の跡地活用

統合により廃校となる学校跡地については、資産経営に関する浜松市の取組方針や地域の要望等を踏まえ、全市的な視点で関係部局との連携を図る中で、利活用等を検討していく。

## 9 地域とともにある学校づくり

保護者や地域住民にとって学校は地域コミュニティの核となる施設であり、地域のまちづくりが小学校区を単位として取り組まれている。

学校が地域を活性化するという役割にも着目し、地域の文化や芸能等が後世に引き継がれるよう配慮する。

※「地域とともにある学校」の視点に立った学校規模適正化のあり方、文部科学省手引等を参考にした方策の検討等を考えていく。

## 10 市民への情報提供と意見交換

- (1) 必要に応じて区協議会への諮問や報告を行い、市民の意見の反映に努める。
- (2) 学校規模適正化だよりの回覧や市ホームページへの掲載等、情報公開を行う。
- (3) 意見交換会等において、保護者や地域へ必要となる情報を適時かつ的確に提供する。

## 11 学校規模適正化の成果検証

毎年度、はままつの教育推進会議で成果と課題を話し合い、今後の方向性を検討する。